

令和 3 年第 11 回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和 3 年 11 月 29 日（月）

午後 1 時 30 分

場所・座間市役所 6 F 全員協議会室

## 第11回座間市農業委員会定例総会議事録

令和3年11月29日、第11回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

### 会議に出席した委員

2	吉川	充	8	小野	たづ子
3	曾根	覚	9	井上	俊春
5	小林	多賀雄	10	小泉	聡
6	飯島	英勝	11	草薙	初夫
7	大木	秀春	12	大矢	義孝

### 会議を欠席した委員

1	加藤	博之	4	鈴木	寛幸
---	----	----	---	----	----

### 会議に遅刻した委員

### 会議を早退した委員

### 会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、若菜 成之

書記は次のとおり

- |   |      |      |
|---|------|------|
| 1 | 事務局長 | 山本浩由 |
| 2 | 次長   | 曾根和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根裕次 |
| 4 | 主事   | 増島亨  |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第21号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第22号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第50号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第51号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 7 議案第52号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 8 議案第53号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 9 議案第54号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 10 議案第55号 農地改良工事指導要綱の改正について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

ただいまの出席委員は10人で、定足数に達しております。

これより令和3年第11回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、1番加藤博之委員、4番鈴木寛幸委員、それと澤田富美雄農地利用最適化推進委員から欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、3番曾根覚委員、10番小泉聡委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和3年10月27日（水）から令和3年11月28日（日）までの概要でございます。

先月、10月27日（水）、この場所におきまして、令和3年第10回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、4件、5筆の農地転用届出、農地法第5条、1件、1筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、4件、18筆、の合計4議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

11月2日（火）には横浜市内で開催された経営指導者養成「法人」研修会に事務局職員が出席しております。

11月8日（月）には厚木市役所で開催された県央地区農業委員会連合会会長・事務局局長会議に会長と私が出席をしております。

11月24日（水）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計12件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より報告がございました。  
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第21号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第22号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 　　日程第3、報告第21号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和3年11月29日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

続きまして、日程第4、報告第22号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和3年11月29日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

それでは、最終ページをご覧ください。総括表になります。

法第4条届出でございますが、筆数につきましては、畑が4筆、地積については1,671㎡、筆数合計が4筆、地積合計が1,671㎡、届出件数は2件でございます。

法第5条届出でございますが、田が7筆、畑が4筆、地積がそれぞれ、510.98㎡、1,064.34㎡でございます。筆数の合計は11筆、地積合計は1,575.32㎡、届出件数は8件でございます。

なお、合計につきましては、下段のとおりの数値になっております。

報告につきましては以上でございます。

議長 　　ただいま、まとめて報告がございました。  
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第50号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第50号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和3年11月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

それでは、資料3ページをご覧いただきたいと思います。

まず土地についてでございますが、番号1、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、164㎡。座間2丁目■■■■、地目、田、地積、164㎡。番号2、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、674㎡。番号3、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、241㎡。

譲受人でございますが、座間市相武台一丁目■■■■にお住まいの■■■■さん。譲渡人につきましては、座間市座間2丁目■■■■の2にお住まいの■■■■さんでございます。

理由につきましては、規模拡大でございます。

案内図につきましては、資料の4ページをご覧いただきたいと思います。

主要地方道藤沢座間厚木線の南側に位置する市街化調整区域の田でございます。

譲受人の■■■■さんですが、市内で精力的に農業を営む若手の農業者でございまして、現在、約6,000㎡ 耕作をしている方でございます。

所有する機械は、トラクター、田植機、耕耘機、一通り所有をしており、農業経営をされております。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいま、議案第50号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長 農地部会のときに部会員全員で現地を見てまいりました。作る人はやる気十分ではないかと思ひまして、承認いたします。

以上です。

議 長 議案第50号の地区担当委員は小野たづ子委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

小野委員 さきの農地部会でも現地を確認いたしております。草が刈ってありました。耕作はされておきませんが、所有権移転ですので、今後、譲受人の[ ]さんが管理し、耕作をされていくものと思います。特に問題はないと判断いたしました。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第50号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、農地部会長報告は「承認」であります。農地部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第50号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第51号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第51号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和3年11月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料5ページをご覧くださいと思います。

土地につきましては、栗原字中丸[ ]、地目、畑、地積、991㎡。

譲受人は、座間市西栗原二丁目[ ]にお住まいの[ ]さん。譲渡人は、大和市下鶴間[ ]にお住まいの[ ]さん。

理由につきましては、規模拡大でございます。

案内図につきましては、6ページをご覧くださいと思います。

県立座間総合高校東側に位置する市街化調整区域の畑でございます。

譲受人の[ ]さんでございますが、市内で精力的に農業を営む方でございます、

現在、約 1 万5,000㎡を耕作しております。

所有する機械は、トラクター、田植機、耕耘機等、一通りの農機具を所有し、農業経営をされている方でございます。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第51号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長 　現地を見てまいりました。現地はまだ梅の木が植わっており、今後、畑にする予定だそうですが、機械等を持っておりますので承認いたします。

以上です。

議長 　　議案第51号の地区担当委員は曾根覚委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

曾根委員 　栗原で野菜、花を一生懸命に行っている方なので、大丈夫だと思います。

以上です。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第51号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　　挙手全員。よって、議案第51号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第52号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 　　日程第7、議案第52号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。



令和3年11月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は7ページをご覧くださいと思います。

土地につきましては、番号1、新田宿字中島■■■■、地目、畑、地積、297㎡。番号2、新田宿字中島■■■■、地目、雑種地、地積、23㎡。

譲受人でございますが、座間市新田宿■■■■にお住まいの■■■■さん。譲渡人は、座間市新田宿■■■■にお住まいの■■■■さん。

理由につきましては、規模拡大でございます。

案内図につきましては、資料の8ページをご覧くださいと思います。

新田宿グラウンドの東側に位置する市街化調整区域の畑でございます。

譲受人の■■■■さんですが、市内で精力的に農業を営む方で、現在、約3,600㎡を耕作しております。

所有する機械は、トラクター、田植機、耕耘機等の農機具、一通り所有をしております。農業経営をされている方でございます。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第52号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長 　現地を見てまいりました。現地は多少の草はありましたけれども、しかし、全体的にきれいになっており承認いたしました。

議長 　　議案第52号の地区担当委員は大矢義孝委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大矢委員 　■■■■さんは、この畑の隣も耕作されていますし、きれいに耕作されています。問題ないと思います。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第52号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求め

ます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員。よって、議案第52号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第53号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、[ ]委員は当事者でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。しばらくの間、退席をお願いいたします。

( [ ]委員 退室)

議長

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第8、議案第53号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和3年11月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は9ページをご覧ください。

土地につきましてはですが、栗原字小池東原 [ ]、地目、畑、地積、5,217㎡。

譲渡人は、座間市栗原 [ ]にお住まいの [ ]さん。譲渡人は、同じく同所にお住まいの [ ]さん。

理由としましては、後継者への贈与でございます。

案内図につきましては、10ページをご覧くださいと思います。

乗馬クラブの西側に位置する市街化調整区域の畑でございます。

今回の申請は、後継者への贈与でございます。農地法第3条許可要件は、世帯員等で満たせばよいということになっておりまして、農地の権利を取得するに当たっては、権利を取得しようとする者だけでなく、全世帯員で許可要件を満たせばよいということになっております。

本件は、父である [ ]委員が下限面積等の許可要件を満たしていることから、申請があったものでございます。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、議案第53号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長 農地部会で現地を見にまいりました。草もないようにきれいに耕運してありまして、問題はないということであります。承認いたします。

議長 議案第53号の地区担当委員は草薙初夫委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

草薙委員 農地部会長の報告、並びに事務局の補足説明と併せまして、本件、問題ないものと認めます。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第53号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第53号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、[ ]委員の入室を許可します。事務局でご案内をお願いします。

( [ ]委員 入室)

議長 [ ]委員にお伝えいたします。ただいま、議案第53号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、全員の賛成で承認いたしましたので、申し伝えます。

次に、日程第9、議案第54号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第9、議案第54号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

別紙記載の者を、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人と認め、同法施行令第40条の7第2項の規定に基づき相続税の納税猶予に関する適格者証明を発行したいので議決を求めます。

令和3年11月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

本件は、相続税の納税猶予に関する適格者証明の発行に関する申請でございます。

資料につきましては11ページをご覧くださいと思います。

被相続人でございますが、座間市入谷西三丁目 [REDACTED]、[REDACTED] さん。相続開始年月日が令和3年2月14日。職業は、農業の方でございます。

相続人につきましては、座間市南栗原六丁目 [REDACTED] にお住まいの [REDACTED] さん。生年月日は昭和30年3月25日。職業は農業で、被相続人との続柄は、弟でございます。

特例適用農地でございますが、番号1、四ツ谷字宮前 [REDACTED]、地目、田、地積、793㎡。番号2、座間2丁目 [REDACTED]、地目、田、地積、355㎡。番号3、座間2丁目 [REDACTED]、地目、田、地積、62㎡。番号4、座間2丁目 [REDACTED]、地目、田、地積、183㎡。番号5、座間2丁目 [REDACTED]、地目、田、地積、307㎡。番号6、座間2丁目 [REDACTED]、地目、田、地積、8.67㎡。番号7、座間2丁目 [REDACTED]、地目、田、地積、182㎡。番号8、西栗原1丁目 [REDACTED]、地目、畑、地積、1,487㎡でございます。

案内図につきましては12ページ以降をご覧くださいと思います。

四ツ谷の新四コミセンの北東にある田と、それから、入谷跨線橋の線路沿いにある田、6筆、それから、西栗原の国道246号の近くにあります生産緑地の畑、1筆でございます。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、相続または遺贈により農地を取得し、引き続き農地を営む場合、一定の要件の下に相続税の全部または一部の納税が猶予されるものでございまして、相続人が納税猶予の特例を受けるための要件に該当しているかを審査するものでございます。

今回の申請人の [REDACTED] さんにつきましては、実はもう既に当該農地の納税猶予を受けておきまして、今回は、2月にお亡くなりになったお兄様の相続に対する適格者の証明でございます。

既に納税猶予の適用を受けておりますので、今回の申請については、問題はないと考えております。

農地につきましても、今年の6月に農地部会で現地を確認しておりますし、先日、私どもの事務局のほうで確認した際も、6月のときよりもきれいに耕運がされている状態であったことを確認しております。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

ただいま、議案第54号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、提案理由

並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長 現地を見てまいり承認いたしました。

以上です。

議長 農地部会長の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

本案は、再度の適格者証明ですので、よろしいかなと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第54号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第54号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10、議案第55号、農地改良工事指導要綱の改正について議題といたします。

会長職務代理、小泉委員より提案理由を求めます。

小泉会長職務代理者 まずは、要綱の改正に至った経緯でございますが、お手元の農地改良工事指導要綱改正のポイントをご覧ください。いろいろ盛土の事案に対しまして、現場指導に統一的な基準がなくて、現場によって指導にばらつきがございました。盛土の高さに対して法面をどのぐらいの角度で抑えるのか。また、境界からどのぐらい離していいのかとか、現場毎で対応が少しまちまちでしたので、統一する必要があるということでスタートしました。

作業については、各部会より委員に出させていただいて、ワーキンググループを立ち上げて、今年の6月から作業を行ってまいりました。

お手元のまず、①の要綱と県の農地造成云々ということですがけれども、これに対して、市の要綱は、事業区域の面積1,000㎡未満としております。これは、事業区域が1,000㎡を超えるもの及び盛土高が1mを超える農地造成は農地法の農地転用、これは県の許可になりますので、県の許可が必要となるものではない、1,000㎡未満は軽

易な農地造成となりますので、この部分について適用されるのが今回のこの指導要綱でございます。

②です。本要綱が適用される事業の範囲を盛土高50cmから1mに変更しました。これは1m未満です。このことについては、従前の市の要綱では、盛土高50cm未満として捉えてございました。また、県の要綱では1m以上ということで、50cmから99cmまでの間が空白でございました。この空白を埋めるために今回は、50cmから1mに変更してございます。

③施工方法は県要綱に準ずることとし、明確にすることで統一的な指導が行われるように変更しました。これは、さきにお話をしました法面勾配です。法面勾配について一定の見解が示されておられませんでしたので、今回、近隣の市町村、また、県の要綱を基に法面勾配を定めました。お手元の閉じてある一番後ろを見ていただいて、図面がございます。

境界から1 : 1.8です。これは50cmの場合で90cmと50cmとしております。これが県の指導要綱で指導している法面の勾配でございます。座間市につきましてもこの勾配で今後、統一的に進めてまいりたいと考えてございます。これは、90cm離れて50cmと、角度としては30度です。30度の角度を表してございます。土が崩れないで安定する角度ということで30度にしてございます。これは、近隣市町村及び、もちろん神奈川県もこのような、日本全国、大体盛土に対してはこのような基準でございます。

次に④届出書に添付する書類を云々については、後ほど事務局のほうで説明をいただきます。

⑤です。土砂や雨水を道路、水路に流出させた場合の所有者の責任を定めました。このことについては、工事完了後も土砂の流出、大雨に伴う土砂の流出があった場合については、所有者の責任において現状に復旧していただくということを定めてございます。

⑥盛土における法面の仕様を図で表示しました。これは、先ほど見ていただいた県の図と同じです。また具体については、新旧対照表で事務局に説明をしていただきます。

以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。  
事務局 今、小泉委員に説明をいただきましたが、新旧対照表に基づいて、主な改善点につ

いてご説明をいたします。

旧要綱の用意はありませんが、左側が現行、古いほうの要綱でございますので、そちら確認しながら一つ一つ説明させていただきます。

まず第2条でございます、ここでポイントのほうの①であります、県の農地転用事務処理要綱と市の農地改良工事指導要綱、この位置づけを明確にしております。要は、先ほど小泉委員から話がありましたが、1,000㎡を超えるもの、それから、盛土高1mを超えるものについては、農地法の一時転用の許可申請となりますので、それに該当しない、それ以下の部分については、私ども農業委員会のほうで審査をするということを確認すると同時に、次の第3条のところで1,000㎡未満、それから100cm、要は1m以下。今までは50cm以下のものは市で審査を行うと書いてあったのですが、先ほど委員が言われたとおり、1m～50cm、この間のところについては、課題になっていたところございました。ここを漏れのないように改正をするものでございます。

続きまして、届出と書いてある第4条のところでございます。

こちらは、申請者からの提出書類が変わったことではないのですが、今までは運用で、これとこれを出してくださいと説明をしていたところ、やはり要綱で必要な書類を全て列挙して、届出をする側にとっても、我々農業委員会側も、誰が見ても分かるような形で記載をしておきたいということで書類を全て掲載をしております。

この中で、分かりにくいのが、誓約書と同意書というのが7番と8番であります、誓約書は、何を誓約させるかということ、きちんと農業委員会の指示を守りますと。周辺の道路、水路、あるいは周辺住民に迷惑をかけません。この工事によって生じた災害、苦情、紛争は責任を持って解決しますということを誓約をさせるものでございます。

8の同意書につきましては、これは、その対象農地に隣接する所有者から同意を得るための同意書でございます。

こちらは農地転用とかと同じなのですが、これは必ず同意がないからといって工事ができないわけではないのですが、過去に農地造成については、申請者と隣地の所有者でトラブルも起きておりますので、申請者については、なるべく理解をいただけるような努力をしていただくように案内をするものでございます。

続きまして、第8条の(5)工事完了後は、その届出の目的どおりに農地として使

用し、隣接する農地に迷惑がかからないようにすること。今まではここまでだったのですが、近年行われた農地造成の現場において、最近、大雨も多いということもあるのですけれども、農地の土が結構、側溝ですとか、そういったところに流れるということもあったことから、これを除去するのは、農地造成を行った者であるということ、責任をここで明確化をしております、現状復帰と再発防止策を求める文言をここに記載しております。

その他は細かい文言を、この際、全て修正をしております。

そして、最後の図においては、県事務処理要綱に記載のある内容を私どものほうでも準用するというので、これを分かりやすく表示したものでございます。

先ほど小泉委員が言われたとおり、1:1.8でございますので、大体、1m盛る盛土の事業はあまりないので、ここでは一般的な50cmで行われた場合の図を表示してございます。そうしますと盛土高50cmに対して90cmの法面の長さが必要だということがこれでお分かりいただけるかと思えます。

そして、法面を設けない場合、要は境界まで土を入れるとなった場合は、当然、土砂流出の可能性がありますので、その際は、その盛土高より高い擁壁を設置するというのを指導できるように、こちらの図面で記載をしております。

改正の中身については以上でございますが、やはり少し市内でも農地造成の申請が増えてきたこと、それから、少し前にありました熱海市での土砂崩れによる事故等で、県内においても国のほうから土砂の案件の調査が一斉に出ていたり、今、非常に関心の高いことでございますので、ここで私どものほうとしてもこういった対応をして、どのような申請が来ても対応できるように備えていきたいと思っております。

内容については以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第55号、農地改良工事指導要綱の改正について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、今、事務局が申しあげましたように、最近、座間市でも農地改良が相当増えてきておまして、雨等で道路流出等も出ておりました。そのような中で専門部会をつくりまして、今回の農業委員会だよりで農家の方にはお知らせをしたいということで段取りをしまりました。この件につきまして、皆様からご質疑があれば承ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。  
議案第55号、農地改良工事指導要綱の改正について、本案を「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第55号は原案のとおり承認することに決しました。  
以上で、議案審議は全て終了いたしました。  
委員の皆様、推進委員の皆様、何かここまででご意見、ご質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かございますか。

その他

・来年度の部会と通常総会の日程について

議 長 その他、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、令和3年第11回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時20分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

3 番 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_